

# 第5回 狩野川流域委員会

## 狩野川水系河川整備計画(変更案)について

平成28年9月27日

国土交通省 中部地方整備局

①地域住民（パブリックコメント）と  
地方自治体から頂いた意見と対応について

# I 地域住民（パブリックコメント）

## 関係住民の意見の反映

## 河川法の記載内容

## 河川法第十六条の二 4

河川管理者は前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

## 住民意見を反映させるための措置

## ○意見箱を用いた方法

関係自治体や沼津河川国道事務所及び出張所等に整備計画(変更原案)を閲覧できるように広報し、その場で意見シートに記載して頂き意見箱に投函。

## ○インターネットを用いた方法

沼津河川国道事務所ホームページに整備計画(変更原案)の説明資料を掲載し電子メールを利用し意見を募集。

## ○関係団体への情報提供

沼津河川国道事務所の関係のある団体に直接資料を配付し、整備計画(変更原案)に対する意見を募集。

## ○マスコミへの情報提供

沼津記者会及び三島記者クラブに意見募集の情報提供を行い、マスコミに取り上げていただくことで広く周知。

## 対応できなかった事柄

## ○地元広報誌

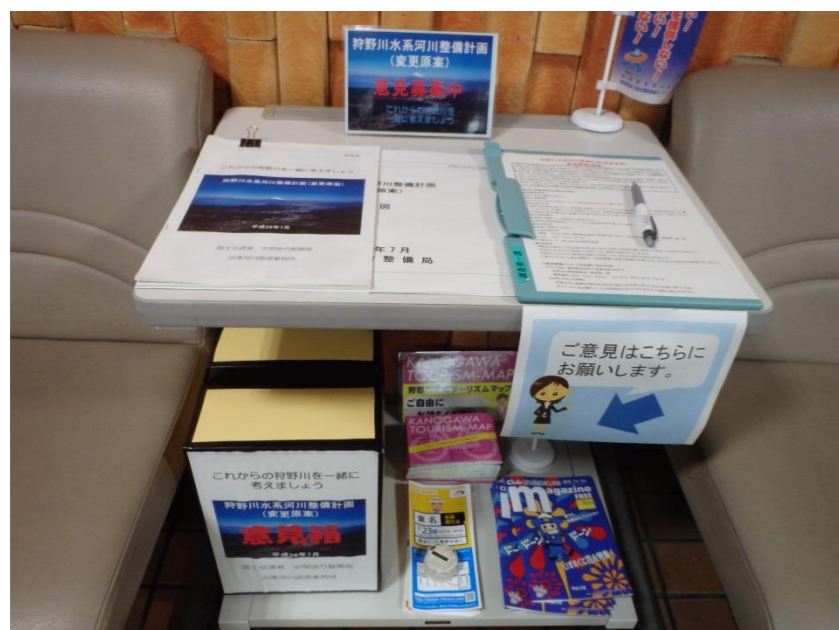
広報誌に掲載するには掲載日の約2ヶ月前には提出する必要があり、今回実施する期日には間に合いませんでした。

→関係自治体のホームページにも整備計画(変更原案)を掲載し、意見を募集。

関係住民の意見を反映するための措置

意見箱の設置

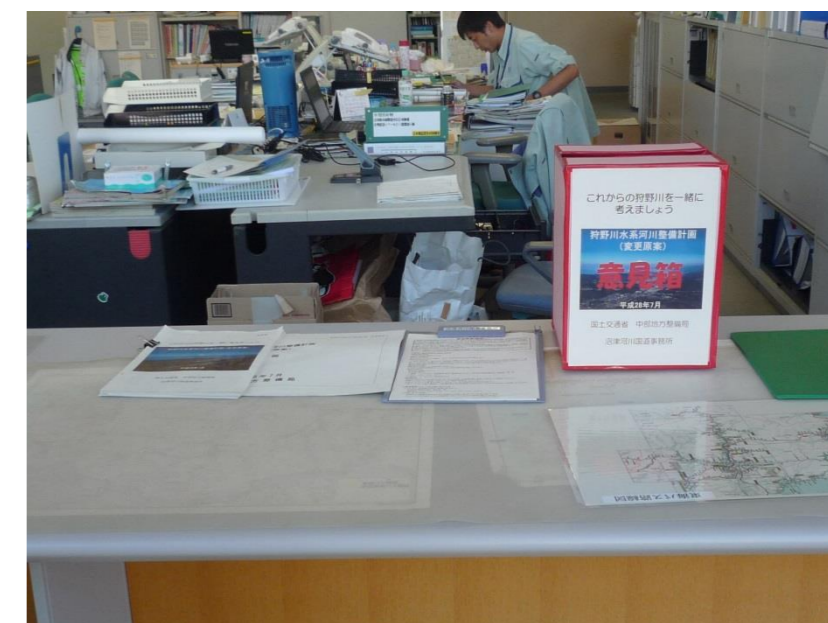
関係自治体(静岡県沼津土木事務所・沼津市・三島市・伊豆の国市・伊豆市・清水町・函南町・長泉町)及び国土交通省沼津河川国道事務所・出張所、計11箇所意見箱を設置。



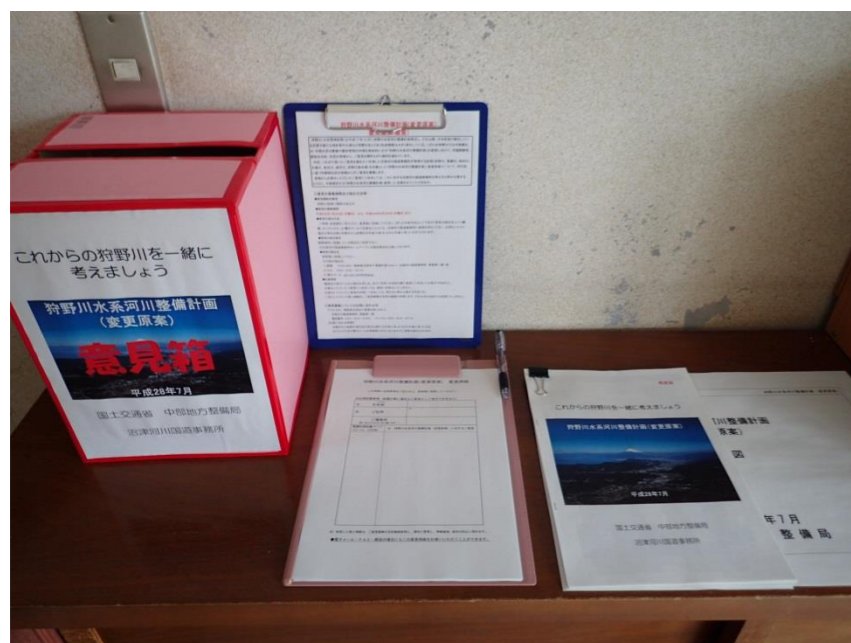
国土交通省沼津河川国道事務所



静岡県沼津土木事務所



伊豆市役所



国土交通省沼津河川出張所



三島市役所



長泉町役場

※ 写真は一例を示す。

関係住民の意見の反映するための措置

インターネットを用いた方法

国土交通省沼津河川国道事務所及び関係自治体のホームページに整備計画(変更原案)の説明資料を掲載

国土交通省 中部地方整備局  
沼津河川国道事務所  
Numazu Office of River and National Highway

文字サイズの変更 小 大 特大 検索

トップ > 河川 > 狩野川水系河川整備基本方針・整備計画について > 狩野川水系河川整備計画(変更原案)について意見募集

**狩野川水系河川整備計画(変更原案) 意見募集(パブリックコメント・縦覧)**

狩野川(大谷管理区間)は平成17年12月に狩野川水系河川整備計画策定し、それ以降、日本各地で発生している災害や新たな指針等の公表など狩野川をとりまく社会情勢は大きく変化している。このため狩野川では今後概ね20年間の河川整備や維持管理の内容を具体的に示す「狩野川水系河川整備計画」の変更に向けて、宇編経路者、関係自治体、住民の皆様から、ご意見を聞きながら検討を進めています。

今回、これまで頂いたご意見を踏まえて作成した沼津河川国道事務所が管理する区間(狩野川、黄瀬川、柿田川、大場川、来光川、柿沢川、狩野川放水路)を対象とした「狩野川水系河川整備計画」(変更原案)について、河川法に基づき関係住民の皆様からのご意見を募集します。皆様からお寄せいただいたご意見につきましては、これに対する沼津河川国道事務所の考え方と併せて公表するとともに、今後策定する「狩野川水系河川整備計画(変更)」に反映させていただきます。

**狩野川水系河川整備計画(変更原案)**

「狩野川水系河川整備計画(変更原案)」及び概要版はこちらからダウンロードできます。

[狩野川水系河川整備計画\(変更原案\) \(PDF形式\)](#)  
[狩野川水系河川整備計画\(変更原案\) 附冊 \(PDF形式\)](#)  
[狩野川水系河川整備計画\(変更原案\) 概要版 \(PDF形式\)](#)

参考: [狩野川水系河川整備計画\(変更原案\) 用簡集 \(PDF形式\)](#)

各関係機関においても縦覧しています。 → [縦覧場所一覧はこちら](#)

概要版

これからの狩野川を一緒に考えましょう

狩野川水系河川整備計画(変更原案)

平成28年7月

国土交通省 中部地方整備局  
沼津河川国道事務所

変更原案概要パンフ

狩野川水系河川整備計画(変更原案) 意見用紙

この用紙に必要な事項をご記入の上、意見箱に投函してください。

※必須記載事項(記載が無い場合はご意見として受付できません)

※ お名前	
※ ご住所	
※ ご連絡先 (差し支えなければご記入願います。)	
整備計画記載ページ (〇-〇、〇行目)	※ 狩野川水系河川整備計画(変更原案) に対するご意見

注) 取得した個人情報、ご意見募集の目的範囲使用し、適切に管理し、情報漏洩、紛失の防止に努めます。  
●電子メール・FAX・郵送の場合にもこの意見用紙をお使いいただくことができます。

意見用紙

意見の募集期間及び提出方法等

意見募集対象者

狩野川流域に関係のある方

意見の募集期間

平成28年7月25日(月曜日)平成28年8月25日(木曜日)まで(郵送・FAXの場合は平成28年8月25日消印有効)

意見の提出方法

ご住所・お名前をご記入の上、下記の「意見の提出先」に1) 郵便、2) ファックス、3) 電子メールでお寄せいただくか、直接お持ちください。  
お持ちいただく場合は祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。

意見の提出様式

意見提出様式については自由です。→ [意見提出様式サンプル](#) (DOC形式)  
※縦覧場所にも同様の様式が備え付けてあります。

沼津河川国道事務所HP

静岡県 沼津市  
NUMAZU CITY OFFICIAL WEB SITE

音声で読み上げる Foreign Languages サイトマップ

検索

文字の大きさ 小 標準 大 色合い 標準 青 黄 黒

ホーム 市民のみなさんへ 事業者のみなさんへ 市政情報 観光WEB よくある質問

ホーム > 市政情報 > 「狩野川水系河川整備計画」に関する意見募集について

2016年7月26日更新

**「狩野川水系河川整備計画」に関する意見募集について**

国土交通省沼津河川国道事務所では、狩野川水系の河川整備や維持管理の内容を具体的に示す「狩野川水系河川整備計画」の見直しを行うにあたり、学識経験者や関係自治体のほか住民の皆様からの意見を募集(パブリックコメント)しています。

対象区間: 沼津河川国道事務所が管理する狩野川、黄瀬川、狩野川放水路、柿田川、大場川、来光川、柿沢川

意見の募集期間: 平成28年8月25日(木)まで

[狩野川水系河川整備計画\(変更原案\)について意見募集\(外部リンク\)](#)

狩野川水系河川整備計画(変更原案)に対する意見募集中

沼津市HPによる広報

関係住民の意見を反映するための措置

関係団体への情報提供

沼津河川国道事務所の関係のある団体(狩野川漁業協同組合・伊豆の国市観光協会・柿田川みどりのトラスト・柿田川湧水保全の会・狩野川を守る会・狩野川倶楽部)に直接資料を配付し、整備計画(変更原案)に対する意見を募集。

パブリックコメントの結果

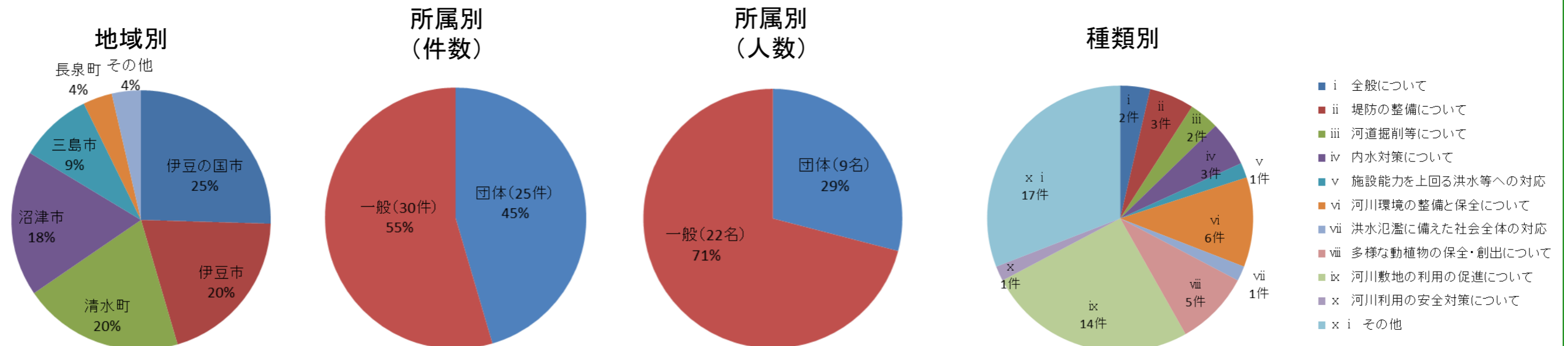
パブリックコメントの結果

パブリックコメントを実施した結果

**31名55件**の意見を頂きました。

※パブリックコメント実施期間 7月25日～8月25日(1ヶ月間)

住民意見結果



i 河川整備計画(変更原案)の全般について

【意見】（全2件）

- ① 本文の全体を通して「地域住民への情報提供」等の記載はあるが、情報の提供手段が記載されていないので、その手段を記載してほしい。
- ② 本文の冒頭に「はじめに」の項目を追加し、現河川整備計画を変更する理由について記載してほしい。

【回答】

- ① 現状の情報提供手段は、インターネットや携帯端末を活用した情報提供となっており、堤防を利用されている方に対しても同様となっています。また、河川の水位情報についてはデジタル放送を活用した情報提供も行っています。
- ② 「第1章第2節 現状と課題」で記載している現整備計画策定以降の課題が、今回変更する理由です。  
（整備計画原案P1-8～P1-9）

PC・携帯電話による雨量・河川水位情報の提供

◆ 川の防災情報(PC版)

地方	洪水予報 水位周知河川
北海道	発表なし
東北	発表なし
関東	発表なし
北陸	発表なし
中部	発表なし
近畿	発表なし
中国	発表なし
四国	発表なし
九州	発表あり

◆ 川の防災情報(携帯版)

- 1) レーダ雨量
- 2) テレメータ(雨量・水位・水質・積雪)
- 3) ダム情報
- 4) 洪水予報等
- 5) 水防警報
- 6) ダム放流通知
- 7) お知らせ
- 8) Q&A・問い合わせ

デジタル放送による河川水位情報の提供

観測所	黒瀬	徳倉	千歳橋	大仁	本宿	大場	来光川	放水路
水位	0.8m	欠測	0.22m	-0.78m	0.35m	0.55m	0.62m	0.11m



ii 堤防の整備について

【意見】（全3件）

- ① 狩野川左岸の伊豆の国市の富士見地区と天野地区は高水護岸が整備されていないため、これらの地区を護岸整備してほしい。
- ② 狩野川右岸の2.0K～2.4K区間の新たな築堤は反対である。新たな築堤ではなく、景観的、環境的、歴史的、さらには港としての機能を残し、整備してほしい。また、護岸整備では現在の良いものを壊してしまわないように配慮してほしい。
- ③ 現在、静岡県で実施している徳倉橋の整備に合わせて、下流側の護岸整備を優先的に実施してほしい。

【回答】

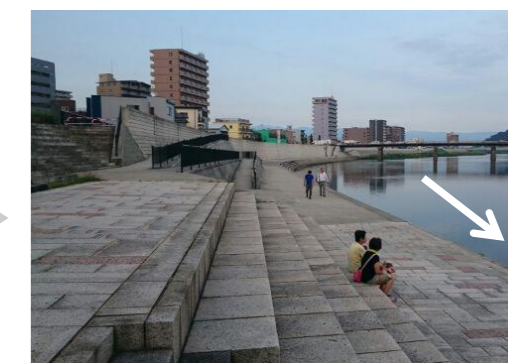
- ① 護岸の整備箇所につきましては、『表4.3 堤防整備(侵食・洗掘対策)に係る施行場所』に記載しており、伊豆の国市天野地区、富士見地区についても実施予定となっています。（整備計画原案P4-3）
- ② 堤防の整備は、河川整備計画の目標流量を安全に流下させるために計画しています。当該区間につきましても、目標流量に対して堤防の高さが不足している区間となっています。河川整備の実施にあたっては、『第4章 河川整備の実施に関する事項』に記載のとおり、「風土や景観、親水、動植物の生息・生育・繁殖環境等に配慮」、また「地域住民や関係機関との連携・調整・情報の共有を図る」など、総合的な視点で順応的・段階的な整備を検討していきますので、ご理解をお願いいたします。（整備計画原案P4-1～P4-2）
- ③ 護岸整備(侵食・洗掘対策)に当たっては、決壊による被害ポテンシャル等から、優先度を総合的に判断して整備していきます。

都市空間と調和した水辺空間・河川景観の形成

- ◆ 沼津市街地にあたる下流部では都市区間と調和した水辺空間・河川景観を形成する。



整備実施前

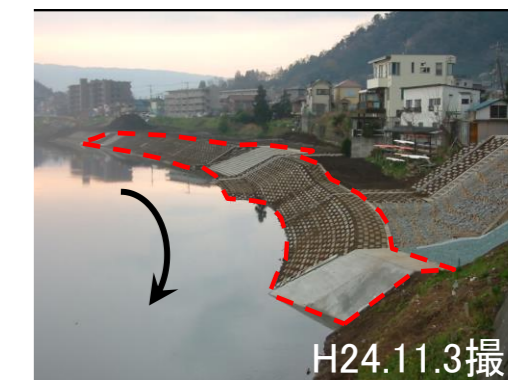


整備実施後

親水護岸の整備



H18撮影  
整備実施前



H24.11.3撮  
整備実施後

iii 河道掘削等について

【意見】（全2件）

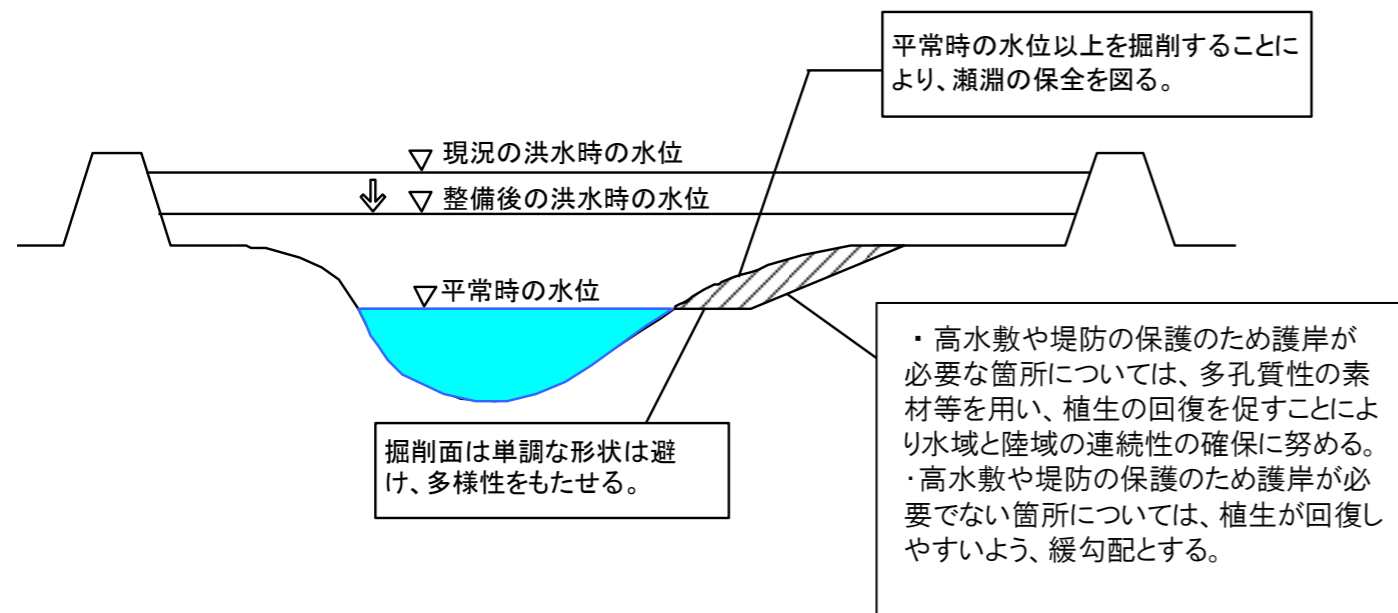
- ① 河道掘削後の河床形状は、平らにするのではなく、瀬・淵を生かした形状としてほしい。
- ② 千歳橋下流区間では樹木繁茂の規模（面積・高さ）が増大しているように感じる。樹木伐開箇所こなに古奈地区、えま江間地区、ばらき原木地区を加えてほしい。

【回答】

- ① 川の中の工事は『第4章第1節第1項(2)河道掘削等』で「河道掘削や樹木伐開の実施に当たっては、平水位以上の掘削により瀬・淵の保全を図る」と記載しており、整備については動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮して実施していきます。（整備計画原案P4-4）
- ② 『表4.5 樹木伐開に係る施行の場所』は整備計画の目標流量を安全に流下させるために必要な河道断面積が確保されていない箇所を示しています。その他の箇所につきましては、河積阻害や河川管理施設への影響を防止するため、樹木の繁茂状況を監視し、必要に応じて伐開等を実施していきます。（整備計画原案P4-4）

河道掘削方法のイメージ

- ◆ 平水以上の掘削により瀬・淵の保全を図り、洪水流下の支障にならない範囲で樹木の存置等、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮



狩野川の河道掘削において環境影響を軽減した例

- ◆ 南江間河道掘削（狩野川16.2k～16.8k付近）



掘削前



掘削後

- ◆ 掘削面は直線的形状を避け、ワンド形状として変化を持たせ多様性を創出するよう工夫
- ◆ 水際にはヤナギを点在させて残し、魚付林としての機能を維持するよう配慮

## iv 内水対策について

## 【主な意見】（全3件）

- ① 狩野川下流部(沼津市内)や原木地区、宗光寺地区では、勢力の強い台風<sup>ばらき</sup>のたびに、内水被害が発生している。内水被害が発生する原因と具体的な対策を記載してほしい。(他2件)（整備計画原案P4-5）

## 【回答】

- ① 内水対策は、雨水排水対策協議会等において検討されたアクションプランを策定し、県・市町・国の3者で協議して対策が必要と判断した場合には排水ポンプの整備等を実施していきます。具体的な場所・内容につきましては、3者での協議を進めている段階であるため、記載していません。

## 総合的な内水対策の実施(例)

- 国 : 排水ポンプ場の強化・維持管理 など  
 県 : 河川改修、雨水貯留施設の整備、  
 校庭貯留施設の整備、水防災情報の発信・遠隔監視、  
 ハザードマップ等の作成・公表 など  
 市・町 : 公園の貯留施設化、校庭貯留施設の整備、  
 ハザードマップ等の作成・公表 など

## v 施設能力を上回る洪水等への対応について

## 【意見】（全1件）

- ① 想定最大規模の洪水とは、どのような洪水を想定しているのか。（整備計画原案P3-3）

## 【回答】

- ① 想定最大規模の洪水は、当該河川における降雨だけでなく、近隣の河川等における降雨が当該河川でも同じように発生するとした考えのもと、日本を降雨特性が似ている15の地域に分け、それぞれの地域において観測された最大の降雨量により想定される洪水です。用語集に説明を追加しました。

vi 河川環境の整備と保全について

【主な意見】（全6件）

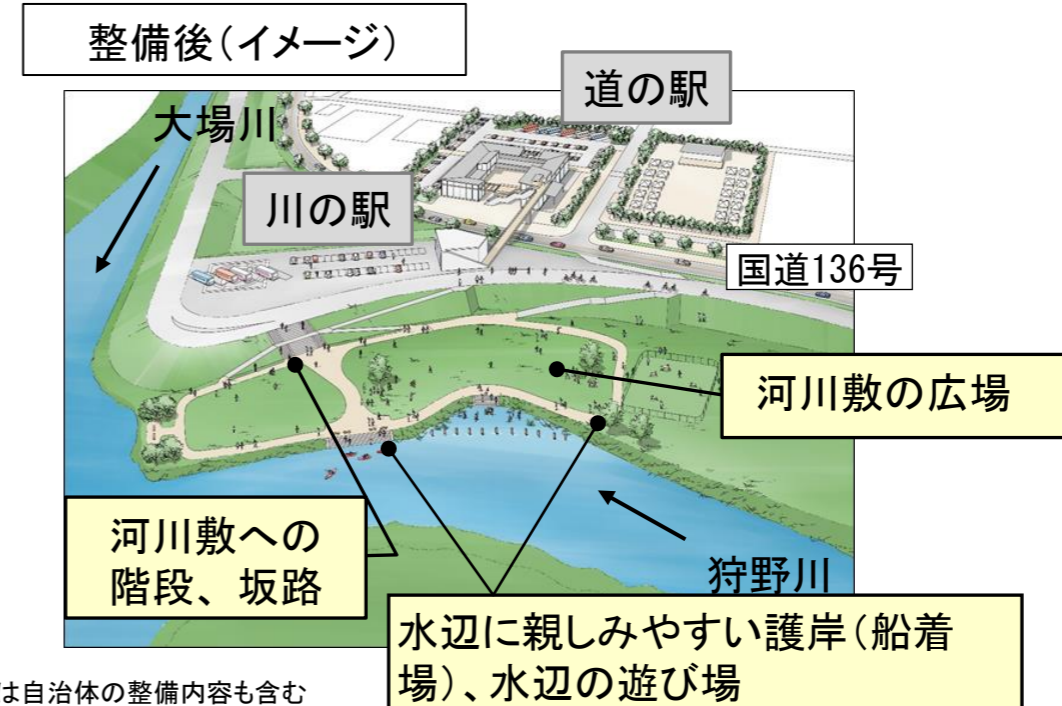
- ① 狩野川本川と支川に川にアクセスする場所を整備し、親水機能を向上させてほしい。（他4件）
- ② 水辺ふれあい拠点として整備する「塚本地区」の位置は水衝部であり、河岸の安定性から判断して妥当な場所では無いと考える。何故、「塚本地区」としたのか。

【回答】

- ① 河川整備の実施にあたっては、『第4章 河川整備の実施に関する事項』で「風土や景観、親水、動植物の生息・生育・繁殖環境等に配慮するなど、総合的な視点で順応的・段階的な整備を行う」の記載のとおり取り組んでいきます。（整備計画原案P4-1）
- ② 水辺のふれあい拠点については、『第4章第1節第3項(4)② 水辺のふれあい拠点の整備』で「地域及び河川の特徴を活かした水辺のふれあい拠点の整備を実施する」の記載のとおり、当地区は整備が進められている道の駅との連携が可能という特性を活かして選定をしています。また、水衝部ではありますが、河床勾配が緩く、流速も遅いことから妥当な場所と判断しています。整備に当たりましては、『第4章 河川整備の実施に関する事項』で「維持管理に配慮した整備を実施する」の記載のとおり取り組んでいきます。（整備計画原案P4-9とP4-1）

ふれあい拠点の整備(塚本地区における整備イメージ)

◆ 函南町塚本地区では、「道の駅・川の駅」の整備と合わせた水辺整備を進めている。



※整備イメージは自治体の整備内容も含む

## vii 洪水氾濫に備えた社会全体での対応について

### 【意見】（全1件）

- ① 緊急時は洪水情報など、平常時には様々な河川情報を発信できるような河川電光掲示板を整備してほしい。

### 【回答】

- ① 河川電光掲示板の設置については『第4章第1節第1項(6)施設能力を上回る洪水等への対策』で「流下能力不足する等のリスクが高い区間における情報伝達施設の充実を図る」の記載のとおり、効果的な情報伝達施設の整備について必要箇所状況も踏まえ、検討をしていきます。（整備計画原案P4-6）

## viii 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出について

## 【意見】（全5件）

- ① 河川敷の植生やその規模、支流の状況や外来種の影響について考察すべきでは。
- ② カワシオグサが繁茂し、石にアユの餌となる苔が無い状況であるため、カワシオグサが繁茂する原因を特定し、何とかしてほしい。
- ③ 狩野川(三島市)の草の茂ったところにカミツキガメの生息が確認されている。水辺で遊ぶ者にとって危険であるため、定期的にボランティアを集うなど、危険生物の駆除を恒例化してほしい。また、柿田川では本来生息しない草等の植物を駆除してほしい。
- ④ 柿田川に本来生息しない草等の植物を駆除してほしい。
- ⑤ 柿田川を保護するためのガイドライン的なものをつくり、各団体が同じ考えのもと保護してほしい。

## 【回答】

- ① 『第4章第1節第3項(2) 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出』で「生物の生息・生育・繁殖状況を定期的にモニタリングしながら、保全・創出を図っていく」の記載のとおり取り組んでいきます。（整備計画原案P4-8）
- ② 『第4章第1節第3項(2) 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出』で「河川水辺の国勢調査等によるモニタリングを継続して実施し、顕著な環境の変化が見られた際は対応策を検討する」の記載のとおり取り組んでいきます。（整備計画原案P4-8）
- ③ 『第4章第2節第3項(2) 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出』で「河川環境に与える外来種については、地域と連携した駆除等の対策に努める」の記載のとおり取り組んでいきます。（整備計画原案P4-20）
- ④⑤ 柿田川は文化財保護法による天然記念物に指定されており、「天然記念物『柿田川』保存管理計画」により保存管理方法が定められています。国土交通省においても、『第4章第2節第3項(2)⑤ 柿田川の環境保全』で「良好な生態系とその基盤である湧水や河畔林を積極的に保全していくため、関係機関や地域との連携、調整を図る」の記載のとおり取り組んでいきます。（整備計画原案P4-20）  
また、「柿田川自然再生計画」に則り、柿田川の環境の保全・再生の取り組みを実施していきます。

## 柿田川の外来種の駆除活動の例

- ◆ ミシマバイガモなどの水生生物の生息環境を保全・再生するため、オオカワヂシャ（特定外来種）を駆除



駆除状況



駆除後

ix 河川敷地の適正な利用の促進について

【主な意見】（全14件）

- ① 管理用道路あるいは河川敷地内でサイクリング・ジョギング・散歩等ができるように整備してほしい。（他5件）
- ② 管理用道路の不連続区間を解消してほしい。（他3件）
- ③ 堤防上の管理用道路では、特に自転車に対する通行ルールを決めてほしい。また、自動車・オートバイ・自転車・歩行者等の利用形態毎の通行調査をしてほしい。
- ④ 堤防上に休憩場所や休憩ベンチを設置してほしい。（他2件）

【回答】

- ①② 自転車歩行者道等の整備については、「第4章第2節第3項(6) 河川敷地の適正な利用の促進」で「連続的な利用促進を図るため、狩野川全川にわたって利用できる自転車歩行者道等の整備を地域と協働して進める」の記載のとおり取り組んでいきます。  
（整備計画原案P4-23）
- ③ 『第4章第2節第3項(6)④ 河川利用の調整』で「様々な河川利用に対する調整を行い適正な河川利用を行うための仕組みづくりに努める」の記載のとおり取り組んでいきます。通行調査については、河川水辺の国勢調査の河川利用実態調査として定期的の実施していきます。  
（整備計画原案P4-23）
- ④ 河川管理に必要な施設以外の施設については、治水上支障とならない場合に限り河川管理者以外の者が整備、占有することになりますので、ご意見は、占有者である関係市・町へお伝えします。

堤防の管理用道路の不連続区間の解消（徳倉、大平）



整備実施前

整備実施後

坂路の設置や堤防上の利用に配慮した整備

堤防上からの坂路の設置



堤防上は散策、サイクリングとしての利用に配慮



## x 河川利用の安全対策について

### 【意見】（全1件）

- ① 「第4章 第2節 第3項（7）の②不法係留船対策」の「……撤去には多大な労力が必要となるため、今後も引き続き、再発防止のため巡視や指導を実施する。」の記述では、治水上及び河川利用上の目的がぼけるので、「……関係機関が一体となって多大な労力を費やし、平成22年度までに概ね撤去が完了したため、今後も引き続き、再発防止のための巡視や指導を実施する。」としたほうがよい。

### 【回答】

- ① 「撤去には多大な労力が必要となるため」を削除しました。（整備計画原案P4-24）



## x i その他

## 【主な意見】（全17件）

- ① 一般道として使用されている千歳橋から松原橋の区間は、雑草が多いため視界が悪く、危険である。堤防除草の回数を増やしてほしい。
- ② 徳倉橋から香貫大橋までの区間で管理用道路を整備してほしい。
- ③ 「地域の歴史文化等を活用し時間の連続性を確保した川づくり」が解りにくいので具体的な記述にしてほしい。
- ④ 河口から中流域までの区間において多数のカワウが存在しており、アユを捕食してしまうことから、駆除してほしい。
- ⑤ 機場ポンプ舎を新設し、放水路隧道路を南伊豆青野川青野大師ダム水と結び半島を縦断する用水路を作り、狩野川の水利活用により伊豆半島の将来の活性化に寄与させてほしい。

## 【回答】

- ① 一般道（公道）として使用されている区間は、道路管理者により除草を行っています。ご意見は道路管理者へお伝えします。
- ② 管理用道路の整備については、現地の状況を踏まえ必要性を検討した上で必要に応じ整備をしていきます。
- ③ 『第4章第1節第3項(1) 多自然川づくりの推進』で「歴史・文化との調和にも配慮した多自然川づくりを推進する」と記載しています。「地域の歴史文化等を活用し時間の連続性を確保した川づくり」を解りやすく表現するため、「時間の連続性確保として地域の歴史・文化との調和に配慮した川づくり」に修正しました。（整備計画原案P3-1）
- ④ 鳥獣の保護に関する内容であるため、ご意見は静岡県へお伝えします。
- ⑤ 本河川整備計画は、国が管理する区間の具体的な河川整備に関する事項を定めるものであるため、流域を越える内容について今回記載することはできません。

## Ⅱ 地方自治体からの意見聴取（行政会議）

行政会議

行政会議の実施

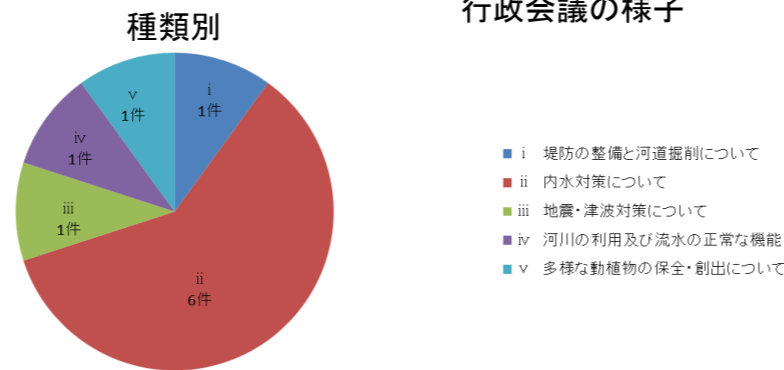
狩野川水系河川整備計画(大臣管理区間)の案の作成にあたり、狩野川(大臣管理区間)に関する関係自治体からの意見聴取を目的とする行政会議を開催。



行政会議の様子



行政会議の様子



実施日 : 平成28年8月4日

参加機関: 静岡県

静岡県沼津土木事務所

沼津市

三島市

伊豆の国市

伊豆市

清水町

函南町

長泉町

意見数 : 10件

i 堤防の整備と河道掘削等について

【意見】 (全1件)

- ① 堤防の整備および河道掘削の対象区間に農業用水の取水施設等がある場合、取水に影響が生じないように、「整備にあたっては、関係機関と連携・調整を図る」を追記してほしい。

【回答】

- ① 『第4章第1節第1項(1)堤防の整備』及び、『(2)河道掘削等』に「地域住民や関係機関との連携・調整・情報の共有を図るとともに」を追加しました。(整備計画原案P4-1)

ii 内水対策について

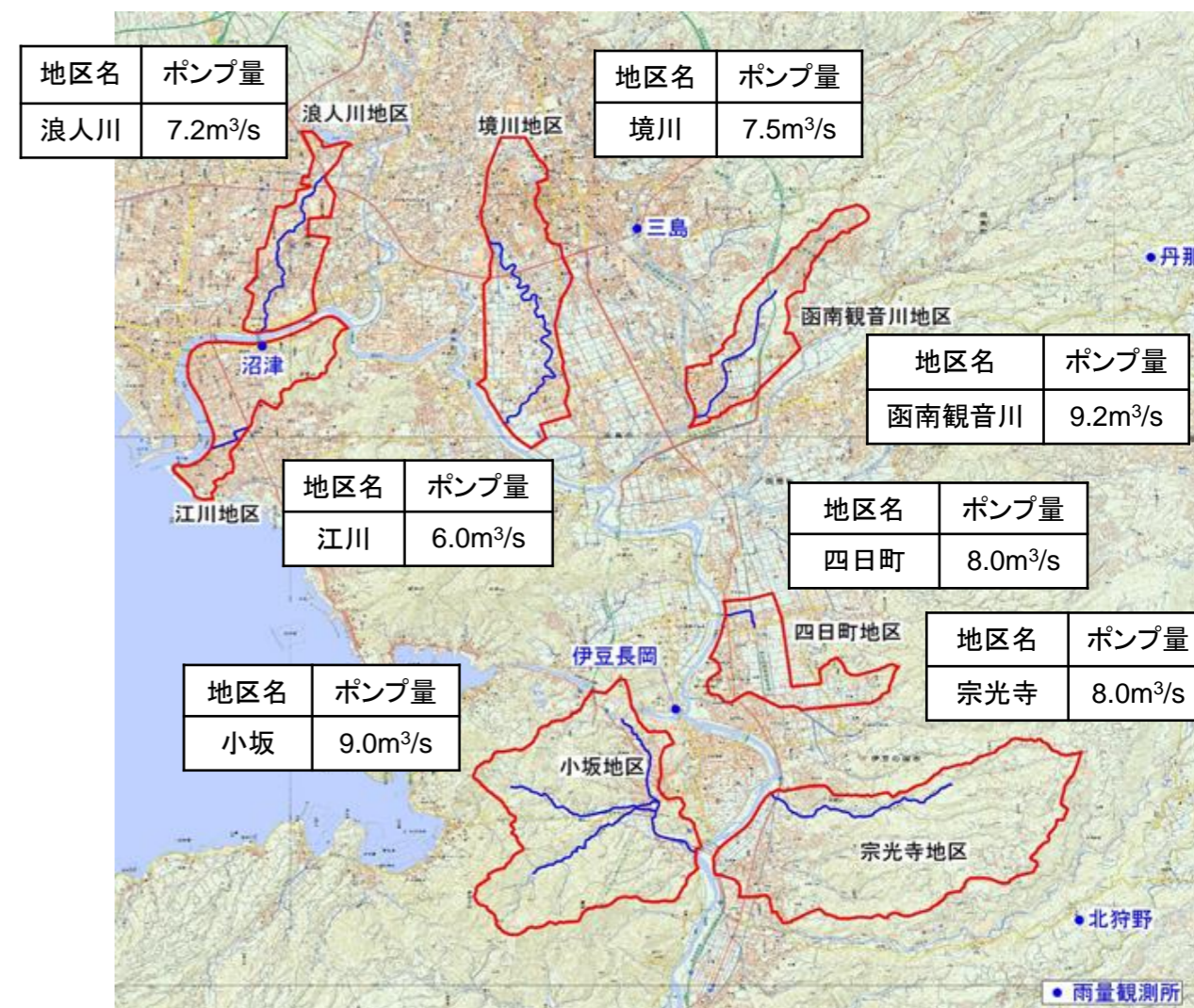
【主な意見】（全6件）

- ① 内水対策としての具体的な場所・内容が記載されていないのは何故か。
- ② 排水機場の運転ルールを施設管理者、地方公共団体等と協議し策定とあるが、現状は未策定ということか。
- ③ 運転調整を行う排水機場は国土交通省管理の7つの排水機場のみか、湛水防除事業で整備した市で管理する排水機場も策定するのか。（他1件）
- ④ 狩野川左岸の伊豆の国市大仁(24.8K付近)区間と伊豆市牧之郷(25.7K～25.8K付近)区間の堤防整備とともに排水機場を設置してほしい。
- ⑤ 小坂排水機場は平成19年度にポンプが増設されたものの、平成26年10月台風18号の際には排水機場の周辺約1.6haが冠水したことから、さらなるポンプ増設をお願いしたい。また、宗光寺排水機場については樋門を増設してほしい。

【回答】

- ① 内水対策は、雨水排水対策協議会等において検討されたアクションプランを策定し、県・市町・国の3者で協議して対策が必要と判断した場合には排水ポンプの整備等を実施していきます。具体的な場所・内容につきましては、3者での協議を進めている段階であるため、記載していません。（整備計画原案P4-5）
- ② 排水機場については、外水位が計画高水位を超え、さらに上昇する恐れがある場合には、排水機場のポンプを停止する運転調整ルールについて操作要領に定めることとしています。国管理の排水機場については、全て策定済みとなっていますが、許可施設については、一部が未策定となっています。今後、全ての排水機場において策定されるよう、施設管理者、地方公共団体等と調整を行っていきます。（整備計画原案P4-15）
- ③ 運転調整ルールの検討は、許可排水機場を含めた全ての排水機場が対象となります。（整備計画原案P4-15）
- ④ 排水機場の設置については、内水対策となるため適宜、関係機関と連携・調整し、設置の有無を検討していきます。（整備計画原案P4-5）

狩野川 直轄内水地区(7地区)の位置



ii 内水対策について

【回答】

⑤ 内水対策は、狩野川中流域豪雨対策アクションプランに基づき、必要な対策を関係機関と連携して行っていきます。宗光寺地区、小坂地区の排水機場共に、関係機関で協議し、対策が必要と判断した場合にはポンプ増設を実施していきます。また、内水被害の状況により新たに対策の必要性が高まった地区等については、調査検討を行い、関係機関と連携・調整し、必要に応じた対策を実施していきます。（整備計画原案P4-5）

現河川整備計画策定(H17.12)以降に増設された排水機場

四日町排水機場のポンプ増設



排水量 : 8.0m<sup>3</sup>/s  
 (増設量 : 2.0m<sup>3</sup>/s)  
 完成 : H21.3

小坂排水機場のポンプ増設



排水量 : 9.0m<sup>3</sup>/s  
 (増設量 : 5.0m<sup>3</sup>/s)  
 完成 : H21.9

函南観音川排水機場のポンプ増設



排水量 : 9.2m<sup>3</sup>/s  
 (増設量 : 3.2m<sup>3</sup>/s)  
 完成 : H25.10

## iii 地震・津波対策について

## 【意見】（全1件）

- ① 狩野川及び狩野川放水路の津波対策については、海岸、港湾、漁港管理者と調整連携し、県の第4次地震被害想定でのL1津波を対象とした防護を行うということを基本とするということが良いか。津波の侵入、越水防止、粘り強い等、具体的な対策について記載がない理由は何故か。

## 【回答】

- ① 狩野川及び狩野川放水路の津波対策については、必要により、静岡県（海岸、港湾、漁港管理者）と調整連携し、直轄区間における静岡県の第4次地震被害想定でのL1津波を対象とした防護についての検討・整備を進めていきます。  
現時点において、具体的な整備メニュー等については検討を進めている段階であるため、記載していません。（整備計画原案P4-5）

## iv 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持について

## 【意見】（全1件）

- ① 利水者相互間の水融通が河川法に謳われていることから、「水量減少時においては必要に応じ水利用の調整を行う。」の表現を「水量減少時においては利水者相互間の水融通の円滑化などを関係機関や地域住民等と連携して推進する。」に記載するのが良いのでは。

## 【回答】

- ① 『第4章 第2節 第2項 ② 渇水時の対応』の記載内容の合わせ、「渇水対策が必要となる恐れまたは必要となった場合は、水利用者による水融通の円滑化等を河川管理者、水利用者及び関係機関と連携して推進する。」に修正しました。（整備計画原案P4-7）

## v 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出について

## 【意見】（全1件）

- ① 伊豆北部エリア（大仁）において、河辺林（草地）がシカの分布拡大の移動経路となっているため、モニタリングと対策をしてほしい。

## 【回答】

- ① 狩野川の良い動植物の生息・生育・繁殖環境の現状や経年変化を把握するため、「河川水辺の国勢調査」等の環境調査を定期的に継続して実施することとしており、シカなどのほ乳類についても調査対象となっています。（整備計画原案P4-20）